

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第7号	
事故等種類	浸水	
発生日時	平成22年1月1日 03時45分ごろ	
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港内 喜屋武埼灯台から真方位351° 3.3海里付近 (概位 北緯26°08.3′ 東経127°39.4′)	
事故等調査の経過	平成22年1月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 龍昇丸、5.2トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG2-1744（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	機器類濡損	
事故等の経過	本船は、糸満漁港において、水揚げ場の岸壁に右舷着けで係留していたところ、干潮時に北風により岸壁下の空間に圧流され、上げ潮に伴って船体が岸壁下の空所から抜けずに傾斜して海水が船内に浸入し、平成22年1月1日03時45分ごろ、休息中の船長が浸水に気付き、海上保安庁に連絡した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮候 大潮で上げ潮の中央期	
その他の事項	船長は、岸壁下の空所を知っていた。 船長は、干満の差が大きいことと北風により岸壁下の空間に圧流されることを考慮しなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、糸満漁港において岸壁に係留中、干潮時に北風により岸壁下の空間に圧流され、上げ潮に伴って船体が空間から抜けずに傾斜し、浸水した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、糸満漁港において岸壁に係留中、干潮時に北風により岸壁下の空間に圧流されたため、船体が岸壁下の空所から抜けずに傾斜して浸水したことにより発生した可能性があると考えられる。	